

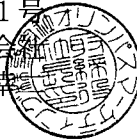
2021年10月1日

吸収分割に係る事後開示書類

東京都八王子市石川町2951番地
オリンパス株式会社
代表執行役 竹内 康



東京都新宿区西新宿二丁目3番1号
オリンパスマーケティング株式会社
代表取締役 安藤 幸



オリンパス株式会社（以下、「OT」といいます。）とオリンパスマーケティング株式会社（2021年10月1日付で「オリンパスメディカルサイエンス販売株式会社」から商号変更。以下、「OJ」といいます。）とは、2021年2月12日付で締結した吸収分割契約書および2021年6月17日付で締結した吸収分割に係る変更契約書（以下、総称して「本件吸収分割契約書」といいます。）に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、OTを吸収分割会社、OJを吸収分割承継会社とする吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を実施しました。

本件吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号および第801条第3項第2号ならびに会社法施行規則第189条に規定する事項は以下のとおりです。

1. 本件吸収分割が効力を生じた日

2021年10月1日

2. OTにおける法定手続の経過

(1) 株主の差止請求について（会社法第784条の2）

本件吸収分割は、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買収請求について（会社法第785条）

本件吸収分割は、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求について（会社法第787条）

OTは、会社法第787条第1項第2号に該当する新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議について（会社法第789条）

本件吸収分割におけるOTからOJへの債務の承継は、重疊的債務引受けの方法により行いましたので、該当事項はありません。

3. 0Jにおける法定手続の経過

(1) 株主の差止請求について（会社法第796条の2）

会社法第796条の2の規定による請求権を行使した株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求について（会社法第797条）

0Jは、会社法第796条第1項の規定に基づく略式吸収分割であり、また、0Jの唯一の株主は、吸収分割会社である0Tです。したがって、本手続について該当事項はありません。

(3) 債権者の異議について（会社法第799条）

0Jは、会社法第799条第2項および第3項の規定により、2021年8月10日付の官報および電子公告において債権者に対する公告を行いました。同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件吸収分割により0Jが0Tから承継した重要な権利義務に関する事項

0Jは、本件吸収分割の効力発生日をもって、本件吸収分割契約書の定めに従い、0Tの医療事業の国内販売機能に関する権利義務を承継しました。

なお、0Jが0Tから承継した資産の額は約24,402百万円（概算）、負債の額は約5,989百万円（概算）です。

5. 本件吸収分割の変更を登記した日

2021年10月1日に本件吸収分割に関する変更登記申請を行う予定です。

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上